

鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託

公募型プロポーザル 募集要領

令和6年（2024年）4月

鎌倉市 まちづくり計画部 市街地整備課

目次

第1	本書の位置付け等	1
1	本書の位置付け	1
2	募集要領等の構成	1
第2	公募型プロポーザル実施の目的	1
第3	業務の概要	1
1	業務名称	1
2	本業務を含む事業全体の特徴	1
3	業務内容	3
4	業務履行期間	3
5	契約上限金額	3
第4	スケジュール	3
第5	参加資格要件等	4
1	応募者の構成要件	4
2	参加資格要件	4
第6	提出書類	6
第7	参加手続	6
1	募集要領等の公表	6
2	説明会への参加の受付及び説明会の開催	7
3	募集要領等に関する質問の受付及び回答	7
4	参加資格確認申請書等の受付及び確認等	8
5	提案検討資料に関する質問の受付及び回答	8
6	企画提案書等の提出受付	9
7	応募・参加の辞退	9
第8	選定	9
1	選定方法	9
2	審査基準	9
3	審査会	9
4	市民参加	10
5	一次審査	11
6	一次審査の結果の通知	11
7	二次審査	11
8	選定結果の通知	12
9	優先交渉権者、次点交渉権者及び審査報告書の公表	12
第9	契約	12
1	優先交渉権者との契約協議	12
2	次点交渉権者等との契約協議	12

3	契約形態	12
4	契約の成立要件	12
第10	用語の定義	13
第11	主な関連計画等	14
第12	失格	16
第13	その他	16
1	問い合わせ先・提出先	16
2	費用負担	16
3	著作権	16
4	官民連携事業等への参加可否	16
5	(仮称) 実施設計監修業務の発注	17
6	設計に係るクレジットの扱い	18
7	その他	18

〈募集要領添付資料1〉 藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業 村岡・深沢地区土地区画整理事業 設計図（敷地案内図）

〈募集要領添付資料2〉 泣塔に関する資料

■ 次の提案検討資料は「参加資格確認申請書等」（様式 2-1～2-7。以下同じ。）及び「守秘義務に関する誓約書」（様式 2-8。以下同じ。）の提出者のみにオンラインストレージ経由により提供します。なお、これら資料は、参考資料として提示するものであり、資料作成時点から実際の内容に変更等が生じている可能性があり、必ずしも最新の情報ではない内容も含まれていることに留意ください。

〈提案検討資料1〉 造成計画図

〈提案検討資料2〉 地質調査及び CBR 試験に関する報告書（平成 23 年度 深沢地区事業化推進検討業務（その 2）委託 報告書）ほか

〈提案検討資料3〉 インフラ整備計画（ガス・電気・上下水道）

〈提案検討資料4〉 鎌倉市本庁舎等整備に関する執務環境等調査業務委託調査結果報告書

〈提案検討資料5〉 平成 29 年度鎌倉市執務環境等調査業務委託報告書

〈提案検討資料6〉 既存庁舎図面（本庁舎、深沢行政センター、大船消防署及び深沢出張所）

〈提案検討資料7〉 新庁舎等の移転に伴うネットワーク再構築業務の概要資料

〈提案検討資料8〉 データセンター移行計画の概要に関する資料

〈提案検討資料9〉 鎌倉市行政 DX 推進の指針（令和 4 年 8 月 24 日初版）

〈提案検討資料10〉 鎌倉市議会からの意見に関する参考資料

〈提案検討資料11〉 「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」に対する意見と市の考え方整理表

〈提案検討資料12〉 新庁舎の施設規模の想定

第1 本書の位置付け等

1 本書の位置付け

この募集要領（以下「本募集要領」という。）は、鎌倉市（以下「本市」という。）が、「鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託」（以下「本業務」という。）の受注者を公募し、決定するための手続等を示したものです。なお、用語の定義については、「第10 用語の定義」を確認してください。

2 募集要領等の構成

本プロポーザルの条件を示す資料は、本募集要領のほか、次のとおりとします（本募集要領と次の資料を総称し、以下「募集要領等」という。）。

- (1) 設計仕様書
- (2) 審査基準
- (3) 様式集
- (4) 契約書（案）

第2 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、令和4年（2022年）9月に策定した「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」（以下「本基本計画」という。）に基づき、新庁舎等の整備に向けて、デジタルトランスフォーメーション（デジタル化による変革等をいい、以下「DX」という。）等を踏まえた新庁舎等のあり方を具体的に検討するとともに、基本設計を実施するに当たって、豊かな創造性、高い技術力及び豊富な知見・実績等を有する事業者を選定することを目的とします。

第3 業務の概要

1 業務名称

鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託

2 本業務を含む事業全体の特徴

(1) ソフト・ハード・デジタルの一体的な検討

本基本計画において、市民ニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎を目指すためには、これらの変化に適切に対応した新庁舎等のあり方を定める必要があるという考えの下、DXによる窓口サービスの提供方法及び職員の働き方（ソフト）の変化を考察した上で、その変化を踏まえた施設（ハード）や技術（デジタル）を含めて一体的に検討しました。

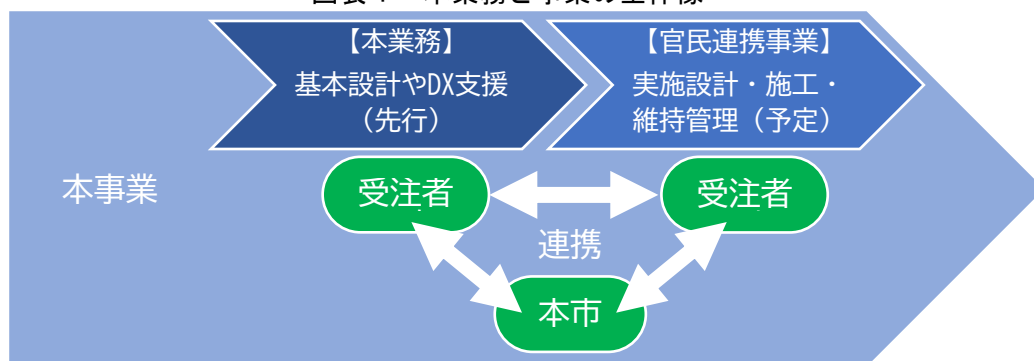
窓口や執務室等を含む基本設計を実施するに当たっては、本基本計画を踏まえ、これからの窓口サービスの提供方法と職員の働き方（ソフト）について、より一層具体化する必要があります。

(2) 基本設計先行型の官民連携事業

深沢地域整備事業のあり方、職員の働き方改革の方向性及び行政DXに関する国等の方

針を踏まえた新庁舎等を実現するためには、基本設計と実施設計、施工等を一括して実施する事業（工事監理、維持管理等の業務も含む予定です。以下「官民連携事業」という。）を分離して発注することが有効であることが確認されたため、本事業は、図表1に示すように、基本設計先行型の官民連携事業として実施します。

図表1 本業務と事業の全体像



別途選定する官民連携事業を実施する事業者（以下「官民連携事業者」という。）には、技術的なノウハウの発揮、工期及び事業費の管理、実施設計から工事及び維持管理・運営の円滑な実施並びに図表2に示すように、深沢地域整備事業のまちづくりへの貢献等を期待しています。

図表2 深沢地区における新庁舎の役割

鎌倉の新しい顔となり、市民の交流を育む新庁舎、総合体育館、グラウンドを整備し、イノベーションやウェルネスを促進するとともに、防災拠点を形成し、気候変動にも対応するレジリエントなまちの拠点をつくります。

出典：鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1

官民連携事業において、官民連携事業者は、基本設計に定める理念、意匠、構造及び環境設計等の根幹部分並びに基本的な建築計画について伝達を受けた意図を尊重し、基本設計者は、官民連携事業者の技術力の発揮も尊重し、三者（本市・基本設計者・官民連携事業者）が一体的に本事業を推進することが重要です。

なお、官民連携事業の期間中における基本設計者の役割は、「第13 その他 4 官民連携事業等への参加可否」に記載のとおりです。

(3) 本業務の特徴

本事業の特徴を踏まえ、本業務は、窓口サービスの提供方法及び職員の働き方を具体化した上で、それらを実現するための行政DXの内容と、それらを踏まえた本業務における与条件を整理すること及びそれら与条件を踏まえて本業務を実施することを目的とします。本業務においては、基本設計とDX支援業務等を一体的に発注することが特徴であり、両業務の連携が必要不可欠です。

3 業務内容

本業務は、本市の新庁舎等に関する基本設計業務を実施するものであり、その実施に伴い、「DX 支援業務」、「執務環境等整備支援業務」、「地盤・地質調査業務」及び「テレビ受信障害事前調査業務」も実施するものとします。業務内容は、設計仕様書のとおりです。

4 業務履行期間

本契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）まで

5 契約上限金額

294,965,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第 4 スケジュール

本プロポーザルは、図表 2 に沿って実施します。

図表 2 スケジュール

内容	時期
募集要領等の公表	令和 6 年（2024 年）4 月 8 日（月）
説明会への参加の受付	募集要領等の公表日から 令和 6 年（2024 年）4 月 17 日（水）午後 5 時まで
説明会の開催	令和 6 年（2024 年）4 月 22 日（月）
募集要領等に関する質問の受付	募集要領等の公表日から 令和 6 年（2024 年）4 月 30 日（火）午後 5 時まで
募集要領等に関する質問への回答	令和 6 年（2024 年）5 月 14 日（火）（予定）
参加資格確認申請書等の提出期間	募集要領等の公表日から 令和 6 年（2024 年）5 月 22 日（水）午後 5 時まで
提案検討資料に関する質問の受付	令和 6 年（2024 年）5 月 23 日（木）から 令和 6 年（2024 年）5 月 29 日（水）午後 5 時まで
参加資格の確認の通知等	令和 6 年（2024 年）6 月 5 日（水）（予定）
提案検討資料に関する質問への回答	令和 6 年（2024 年）6 月 18 日（火）（予定）
企画提案書等の提出期間	参加資格の確認の通知日から 令和 6 年（2024 年）7 月 8 日（月）正午まで
提案概要書の展示開始	「第 8 選定 4 市民参加」参照
一次審査	令和 6 年（2024 年）7 月 30 日（火）（予定）
一次審査の結果の通知	令和 6 年（2024 年）8 月 5 日（月）週（予定）
市民意見の聴取	「第 8 選定 4 市民参加」参照
二次審査	令和 6 年（2024 年）9 月 1 日（日）（予定）
選定結果の通知	令和 6 年（2024 年）9 月 24 日（火）週（予定）
仮契約の締結、選定結果の公表	令和 6 年（2024 年）10 月下旬（予定）

第5 参加資格要件等

1 応募者の構成要件

- (1) 本プロポーザルに応募する者は、単一の法人又は共同企業体のいずれかとします。
- (2) 応募者が共同企業体である場合、代表企業を定めるものとします。代表企業は、出資比率が最大の者とします。また、共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していることとします。
- (3) 応募者（共同企業体の場合はその代表企業及び構成企業）又は下記（4）①若しくは②の各業務を担当する協力企業は、他の応募者（共同企業体の場合はその代表企業又は構成企業）又はその協力企業を兼ねることはできません。
- (4) 代表企業は、「参加資格確認申請書等」のうち「応募者の構成・役割分担表」（様式2-2-1）又は「協力企業参加確約書」（様式2-2-2。以下同じ。）において、次の①及び②に示す各業務を担当する法人を明らかにしてください。なお、①及び②の各業務を担当する法人は、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれも可とします。協力企業が①又は②の業務を実施する場合は、「参加資格確認申請書等」の提出時において、当該協力企業が作成する「協力企業参加確約書」を代表企業が提出するものとします。

① 建築（構造）基本設計に関する標準業務

② DX 支援業務

「参加資格確認申請書等」の提出以降において、応募者（共同企業体の場合はその代表企業又は構成企業）の変更並びに①及び②の業務を担当する法人の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合はこの限りではありません。その際は、「構成企業等変更承諾願」（様式7-1）を本市に提出（①又は②の業務を担当する協力企業を変更する場合は、新たな「協力企業参加確約書」も提出してください。）し、承諾を得るものとします。

- (5) 応募者（共同企業体の場合はその代表企業及び構成企業）又は上記（4）①若しくは②の各業務を担当する法人と資本関係又は人事関係がある者は、他の応募者（共同企業体の場合はその代表企業及び構成企業）又はその協力企業を兼ねることはできないこととします。なお、資本関係とは、一方の法人が他方の法人の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の20以上の出資をしている場合をいいます（以下、同じ。）。人事関係とは、一方の法人の役員（会社法第329条第1項に規定する役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）が他方の法人の役員を兼ねている場合をいいます（以下同じ。）。

2 参加資格要件

(1) 共通参加資格要件

応募者（共同企業体の場合はその代表企業及び構成企業）は、次の参加資格要件をすべて満たすものとします。また、協力企業は②から⑧及び⑩から⑫を満たすものとします。

- ① 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、「参加資格確認申請書等」の提出時に登録がない者は、企画提案書等の提出時まで登録を完了

し、認定番号を取得すること。

- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項若しくは第 167 条の 11 に規定する者でないこと。
- ③ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- ④ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- ⑤ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- ⑥ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度①に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ⑦ 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度①に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ⑧ 更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑨ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ⑩ 建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が、所属していないこと。
- ⑪ 本庁舎等整備事業における重要な政策の決定又は検討に関与している者（例：本庁舎等整備事業における審議会や深沢地域整備事業における審議会の委員等）が所属していないこと。
- ⑫ 本業務に関する受注者選定支援等業務委託受注者である株式会社日本総合研究所又は明豊ファシリティワークス株式会社（協力企業である西村あさひ法律事務所及びアカデミック・リソース・ガイド株式会社を含む。以下「受注者選定支援等業務受注者等」という。）と資本関係又は人事関係がある者でないこと。

（2）個別参加資格要件

応募者は、単独の法人の場合は当該法人が、共同企業体の場合は代表企業が、次の①～③の参加資格要件を満たすものとします。また、本業務において、建築（構造）基本設計に関する標準業務を担当する法人は、次の④の参加資格要件を満たすものとし、DX 支援業務を担当する法人は、次の⑤の参加資格要件を満たすものとします。

- ① 本業務において建築（総合）基本設計に関する標準業務を担当すること。
- ② 本業務の管理技術者として、一級建築士資格を有する者で、かつ直接的かつ恒常的な雇用関係（参加資格確認基準日において雇用期間が 3 か月以上経過していることをいう。）にある者を 1 名配置することができること。
- ③ 平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に、日本国内において、次の（ア）又は（イ）に

該当する建築物の新築に伴い実施された基本設計業務又は実施設計業務を元請けとして契約を締結し、かつ完了した実績を有すること。ただし、建築物の構造に関する設計や設備に関する設計等の一部の種類に限定された設計業務の元請けとしての実績は対象外とする。また、設計意図伝達業務、工事監理業務、監修業務やアドバイザー業務等は対象外とする。

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体の延床面積 10,000 m²以上の庁舎（令和 6 年（2024 年）国土交通省告示第 8 号別添二に掲げる建築物の類型第四号建築物の用途等第 2 類の庁舎に該当するもので、かつ執務室及び窓口を含むもの。当該建築物が、二つ以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、庁舎の用途に供する部分の床面積が、10,000 m²以上の庁舎であること。）

(イ) 類似業務

延床面積 10,000 m²以上の事務所等（令和 6 年（2024 年）国土交通省告示第 8 号別添二に掲げる建築物の類型第四号建築物の用途等第 1 類又は第 2 類に該当するもの。当該建築物が、二つ以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が、10,000 m²以上の庁舎であること。）

- ④ 平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に、日本国内において、免震構造の建築物の建築（構造）基本設計業務又は実施設計業務を完了した実績を有すること。
- ⑤ 平成 30 年（2018 年）4 月 1 日以降に、日本国内において、DX に関する調査検討・実行支援業務（地方公共団体等の構想・計画策定業務、民間企業等の戦略策定業務、DX の推進に向けた業務改革支援業務等）を元請けとして契約を締結し、かつ完了した実績を有すること。

(3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出日（本市が受領した日）とします。なお、参加資格確認基準日から本契約締結日までの間に、応募者（共同企業体の場合はその代表企業又は構成企業）が参加資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とします（「参加資格確認申請書等」の提出時に神奈川県競争入札参加資格者名簿への登録がない者は、企画提案書等の提出時まで登録が完了していれば、「参加資格確認申請書等」の提出時に登録がないことを事由に失格となることはありません。）。

第 6 提出書類

本募集要領で手続と提出書類の関係を確認の上、提出書類の具体的な様式やサイズ、提出部数などは「様式集」を参照してください。

第 7 参加手続

1 募集要領等の公表

募集要領等を確認の上、参加手続を進めてください。募集要領等は、本市ホームページで公表します。なお、募集要領添付資料のほかに、目次で示した提案検討資料は、「参加資格

確認申請書等」及び「守秘義務に関する誓約書」の提出者にオンラインストレージ経由により提供します。

2 説明会への参加の受付及び説明会の開催

次のとおり、募集要領等の説明会を開催します。参加を希望する法人は、「説明会参加申込書」(様式 1-1。以下同じ。)を提出してください。説明会の参加は任意です。なお、現在、現地には一般の立入りできません(歩道などからの見学は可能)。現地に立ち入って見学を希望する場合は、「説明会参加申込書」の提出時に送付する電子メールの本文にて、希望の日時(令和6年(2024年)4月26日(金)までの平日、午前9時から午後5時まで、30分間)を複数お知らせください。詳細な事項は、調整の上、個別に連絡します。

参加、見学の有無が審査及び選定に影響を及ぼすことはありません。

(1) 受付期間

募集要領等の公表日から

令和6年(2024年)4月17日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して市街地整備課(庁舎整備担当)へ提出してください。電子メールの表題は「基本設計プロポ説明会(法人名)」とし、電子メール送信後、市街地整備課(庁舎整備担当)へ電話にて受信確認してください(電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。以下同じ。)

(3) 開催日時等

令和6年(2024年)4月22日(月)にオンラインにより開催します。会議の参加に必要なURLなどの詳細な事項は「説明会参加申込書」を提出した法人に個別に連絡します。説明会(見学時含む)での質疑応答の機会は設けませんので、質問がある場合は、次項の「3 募集要領等に関する質問の受付及び回答」のとおり提出してください。

3 募集要領等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルへの応募に関して質問がある法人は、「質問票」(様式 1-2。以下同じ。)を提出してください。

(1) 受付期間

募集要領等の公表日から

令和6年(2024年)4月30日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票」に必要事項を記入し、電子メールに添付して市街地整備課(庁舎整備担当)へ提出してください。電子メールの表題は「基本設計プロポ質問(法人名)」とし、電子メール送信後、市街地整備課(庁舎整備担当)へ電話にて受信確認してください。なお、上記の「質問票」の提出以外による質問(電話での問い合わせ等)は回答しません。

(3) 回答方法

質問及びその回答は、令和6年(2024年)5月14日(火)までに本市ホームページ上

にて公表するとともに、公表した旨を「質問票」、「説明会参加申込書」又は「参加資格確認申請書等」の提出があった法人へ電子メールでお知らせする予定です。

4 参加資格確認申請書等の受付及び確認等

応募者は、「様式集」に定める様式に基づき、「参加資格確認申請書等」を次のとおり提出してください。提案検討資料の受領を希望する場合は、「守秘義務に関する誓約書」を次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

募集要領等の公表日から

令和6年(2024年)5月22日(水)午後5時まで(郵送の場合必着)

(2) 提出方法

市街地整備課(庁舎整備担当)へ持参又は郵送(簡易書留)。

(3) 参加資格の確認の通知等

「参加資格確認申請書等」による参加資格の確認結果は、令和6年(2024年)6月5日(水)までに、「参加資格確認申請書等」の提出のあった応募者へ電子メールで通知する予定です。

(4) 提案検討資料の提供

提案検討資料は、「参加資格確認申請書等」及び「守秘義務に関する誓約書」の確認をもって、速やかに提供します。

5 提案検討資料に関する質問の受付及び回答

提案検討資料に関して質問がある法人は、「提案検討資料に関する質問票」(様式2-9。以下同じ。)を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年(2024年)5月23日(木)から

令和6年(2024年)5月29日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

「提案検討資料に関する質問票」に必要事項を記入し、電子メールに添付して市街地整備課(庁舎整備担当)へ提出してください。電子メールの表題は「基本設計プロポ提案検討資料に関する質問(法人名)」とし、電子メール送信後、市街地整備課(庁舎整備担当)へ電話にて受信確認してください。

なお、上記の「提案検討資料に関する質問票」の提出以外による質問(電話での問い合わせ等)は回答しません。また、提案検討資料に関する質問以外の質問については回答しません。

(3) 回答方法

質問及びその回答は、参加資格の確認の結果、参加資格を有するとされた法人で、かつ「守秘義務に関する誓約書」の提出があった法人へ令和6年(2024年)6月18日(火)までに電子メールでお知らせする予定です。

6 企画提案書等の提出受付

参加者は、「企画提案書等」を次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

参加資格の確認の通知日（上記4（3）の日程で予定）から
令和6年（2024年）7月8日（月）正午まで（郵送の場合必着）

(2) 提出方法

市街地整備課（庁舎整備担当）へ持参又は郵送（簡易書留）。

7 応募・参加の辞退

「参加資格確認申請書等」を提出した応募者又は参加者が本プロポーザルへの応募又は参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式7-2）に必要な事項を記入し、市街地整備課（庁舎整備担当）へ持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

第8 選定

1 選定方法

審査基準に基づき、審査会において、企画提案書や価格提案書、プレゼンテーション（審査会との質疑応答含む。以下同じ。）の内容を総合的に審査（匿名審査）し、一次審査通過者、最優秀提案者及び次点者を選定します。本市は、審査会による審査・選定を参考に、一次審査通過者、優先交渉権者及び次点交渉権者等を決定します。

2 審査基準

別紙「審査基準」のとおりです。

3 審査会

審査会の委員は図表3のとおりです。

図表3 審査会の委員

委員名	主な専門分野	所属等
1 稲水伸行	経営学・オフィス学 (オフィス・働き方)	東京大学大学院経済学研究科 准教授
2 大木聖子	地震学・災害情報 (防災)	慶應義塾大学環境情報学部 准教授 元深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会 委員 元鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会 委員
3 亀山康子	環境政策 (環境)	東京大学大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンター長／教授 鎌倉市環境審議会 会長 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 委員 鎌倉市総合計画審議会 委員

4	国吉直行 (会長)	建築デザイン・都市デザイン (建築計画・まちづくり・都市デザイン)	横浜市立大学 客員教授 横浜市都市美対策審議会 会長 元鎌倉市本庁舎等整備委員会 委員長 元鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会 委員長 元横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会 委員
5	高橋晶子 (会長代理)	建築デザイン (建築意匠)	武蔵野美術大学造形学部建築学科 教授 元鎌倉市景観デザイン委員会 委員 元横浜市都市美対策審議会 委員
6	田中稲子	建築環境工学(住環境・省エネルギー)	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授 元横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会 委員 元横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業有識者委員会 委員 横浜市公共事業評価委員会 委員 横浜市環境影響評価審査会 委員
7	福岡孝則	ランドスケープ・都市デザイン (造園・都市計画)	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授 横浜市都市美対策審議会 委員 元世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会 委員 元神戸市役所本庁舎のあり方に関する懇話会 委員 元深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会 副委員長 元鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会 委員 元鎌倉駅西口駅前広場整備に関するアドバイザー会議 アドバイザー
8	箕浦龍一	行政学・公共政策 (DX・働き方)	一般社団法人日本ワーケーション協会 特別顧問 一般社団法人官民共創未来コンソーシアム 理事 一般社団法人日本スポーツ・ヘルスケア・デザイン推進機構 理事 一般財団法人地域活性化センター シニアフェロー 公務部門ワークスタイル改革研究会 研究主幹(一般財団法人 行政管理研究センター) 立教大学法学部 特任教授 元総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

(敬称略、五十音順、所属等は令和6年(2024年)4月1日時点)

4 市民参加

本事業では、情報公開及び市民との共創を重視していることから、審査過程において、市民参加の機会を設けることとし、具体的には次の3点を実施します。

なお、市民とは、市内在住・在勤・在学者や本市に納税義務がある個人等を指します。

(1) 提案概要書の展示及び公表

各参加者から提出された提案概要書(様式6。以下同じ。)は、本庁舎等において展示するとともに、本市ホームページ等にて公表し、市民が閲覧できるようにします。展示及び公表のスケジュールは、図表4に示すとおりです。展示及び公表は、企画提案書等の提出順とします。

(2) 市民意見の聴取

一次審査通過者の提案概要書を対象に、図表4に示すとおり一次審査通過者の提案概要書のみの展示及び公表の期間のうち、別に定める期間で、市民から意見を聴取します。期間や実施方法等の詳細な事項は、本市ホームページ等で、別途公表するとともに、一次審査通過者に別途お知らせします。

聴取方法は、本市の「市民参加型共創プラットフォーム」（想定オンラインツール：Liquid。以下「プラットフォーム」という。）を活用する予定です。具体的には、提案概要書を閲覧した市民がプラットフォーム上で意見を投稿する方法等を予定しています。その上で、これら投稿された意見等を、二次審査に活用する予定です。詳細な事項は、一次審査通過者に別途お知らせします。

想定オンラインツールは、次の URL (<https://kamakura-city.liqid.jp/home>) (<https://liquitous.com/liqid>) で確認できます。

図表4 展示及び公表スケジュール

内容	時期(予定)
すべての提案概要書の展示及び公表 (会場と本市ホームページ等で掲載)	企画提案書等の提出締切日から 一次審査の結果の通知日(下記6の日程で予定)まで
一次審査通過者の提案概要書のみの展示及び公表 (会場と本市ホームページ等で掲載)	一次審査の結果の通知日(下記6の日程で予定)から (市民意見の聴取後、順次終了予定)
市民意見の聴取(対象:一次審査通過者の提案概要書)	一次審査の結果の通知日(下記6の日程で予定)から 二次審査実施前の間の2週間程度を予定
すべての提案概要書の配架及び公表 (行政資料コーナーで配架(A3判))	企画提案書等の提出締切日から

(3) 公開プレゼンテーションの実施

「7 二次審査」に示すとおり、二次審査においては一次審査通過者が行うプレゼンテーションを公開する予定です。なお、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは公平性確保の観点から禁止とします。

5 一次審査

企画提案書や価格提案書の書類審査による一次審査を実施し、一次審査通過者を5者程度選定します。

6 一次審査の結果の通知

一次審査の結果は、令和6年(2024年)8月5日(月)週にすべての参加者に個別に通知する予定です。

7 二次審査

次のとおり、一次審査通過者によるプレゼンテーションにて二次審査を実施します。

(1) 実施日

令和6年(2024年)9月1日(日)(予定)

(2) 時間及び会場

時間、会場、集合場所等の詳細な事項は、一次審査通過者に別途お知らせします。

(3) その他

プレゼンテーションの順番、時間配分、出席者及びプレゼンテーションの実施方法等の詳細な事項は、一次審査通過者に別途お知らせします。

なお、プレゼンテーション(プレゼンテーション後の審査会による審査・選定等を除く)は公開にて実施し、プレゼンテーションの様子を撮影した映像を、後日本市ホームページにて公開する予定です。ただし、オンラインにより実施する場合があります。

また、プレゼンテーションにおける動画(音声を含む)の使用を認めます。ただし、動画(音声を含む)の有無は評価には影響しません。

8 選定結果の通知

選定結果は、令和6年(2024年)9月24日(火)週に二次審査に参加したすべての参加者に個別に通知するとともに、本市ホームページ上にて公表する予定です。

9 優先交渉権者、次点交渉権者及び審査報告書の公表

優先交渉権者、次点交渉権者及び審査報告書は、本業務の仮契約締結後(令和6年(2024年)10月下旬の予定)に本市ホームページで公表します。

第9 契約

1 優先交渉権者との契約協議

優先交渉権者は、「契約書(案)」に基づき本市と協議の上で、契約を締結するものとします。

協議及び契約に必要な資料は、優先交渉権者が自身の負担において作成するものとします。

2 次点交渉権者等との契約協議

優先交渉権者との契約協議が不調に終わった場合又は優先交渉権者が参加資格要件を喪失した場合などは、次点交渉権者を優先交渉権者として協議し、契約を締結するものとします。なお、同様に次点交渉権者と契約することができなかった場合は、順次一つずつ順位が下位の者(得点が最低基準に満たない者など選外の者を除く)を優先交渉権者として協議し、契約を締結するものとします。

3 契約形態

本市と本業務の受注者は、「契約書(案)」に示すとおり、1件の契約を締結するものとします。

4 契約の成立要件

契約の締結については、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例（昭和 39 年 3 月条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、鎌倉市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約を締結します。本件契約議案は、令和 6 年市議会 12 月定例会に提案する予定です。

第10 用語の定義

用語の定義は、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従うこととします。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語は本項を参照することとします。なお、本プロポーザルに関する設計仕様書、審査基準及び様式集は、本章の用語の定義を適用するものとします。

(1) 応募者

本プロポーザルに応募する単一の法人又は共同企業体をいいます。

(2) 共同企業体

複数の法人から構成されるグループを共同企業体といいます。

(3) 代表企業

本プロポーザルに単一の法人で応募する場合は、その法人をいい、共同企業体で応募する場合は、その共同企業体を代表し、応募手続する者をいいます。

(4) 構成企業

共同企業体を構成する法人のうち代表企業以外の者をいいます。

(5) 協力企業

本業務に関し、代表企業又は構成企業から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している法人をいいます。

(6) 参加者

「第 7 参加手続 4 参加資格確認申請書等の受付及び確認等」の手続による参加資格の確認の結果、参加資格を有するとされた応募者をいいます。

(7) 受注者

本業務について、本市と契約の締結を予定している者又は契約を締結した者をいいます。

(8) 質問回答書

「第 7 参加手続 3 募集要領等に関する質問の受付及び回答」及び「同 5 提案検討資料に関する質問の受付及び回答」の手続による質問及び回答をいいます。

(9) 設計仕様書

共通仕様書、特記仕様書、設計条件書の総称をいいます。

(10) 共通仕様書

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託共通仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書をいいます。

(11) 特記仕様書

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託特記仕様書、DX 支援業務特記仕様書、執務環境等整備支援業務特記仕様書、地盤・地質調査業務特記仕様書及びテレビ受信障害事前調査業務特記仕様書の総称をいいます。

(12) 審査会

本プロポーザルにおいて、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例第1条に規定する審査会として、新庁舎等基本設計者等選定審査会設置要綱に基づき設置した新庁舎等基本設計者等選定審査会をいいます。

(13) 最優秀提案者

本プロポーザルにおいて、審査会が最も優秀な提案をした者として選定した者をいいます。

(14) 優先交渉権者

前項の最優秀提案者について、本市との契約の締結に当たり、優先的に交渉することのできる者として本市が決定した者をいいます。

(15) 次点者

本プロポーザルにおいて、審査会が最も優秀な提案をした者に次ぐ優秀な提案をした者として選定した者をいいます。

(16) 次点交渉権者

前項の次点者について、本市と優先交渉権者の契約協議が不調に終わった場合や優先交渉権者が参加資格要件を喪失した場合など、本市との契約の締結に当たり、交渉することのできる者として本市が決定した者をいいます。なお、次点交渉権者が資格を喪失した場合は、次点者を3位以降の者と読み替え、順次適用するものとします。

(17) 本事業

別途発注予定の官民連携事業を含む新庁舎等の整備に関する事業をいいます。

第11 主な関連計画等

次に示す関連計画等のほか、敷地や敷地周辺のハザードマップ、災害危険区域等の指定図などを確認した上で、応募し、業務に当たってください。

1 新庁舎等に関する計画等

(1) 深沢の公共施設整備

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/index.html>

(2) 鎌倉市新庁舎等整備基本計画、鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画（プラン 1.0）、鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想、鎌倉市本庁舎等整備基本構想、鎌倉市公的不動産利活用推進方針、鎌倉市本庁舎整備方針、本庁舎機能更新に係る基礎調査、鎌倉市公共施設再編計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/hontyosya-hakko.html>

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/kankeisisetu.html>

(3) 「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」及び「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想（素案）」への意見募集について

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/pubcom_keikakukousou.html

(4) 「鎌倉市本庁舎等整備基本構想（素案）」に対する意見募集結果について

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/pubcom_kousou.html

- (5) 「鎌倉市市庁舎現地利活用基本計画（素案）」に対する意見公募（パブリックコメント）及び説明会の実施

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/pubcom_genzaichikeikaku.html

2 深沢地域整備事業に関する計画等

- (1) 新都市拠点 深沢（特設サイト）

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sangyou_machi/shigaichiseibi/sintoshi_kyoten_fukasawa.html

- (2) 深沢のまちづくり

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoten/fuka.html>

- (3) 深沢地区まちづくりガイドライン

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoten/fuka-keikaku-guideline-r03.html>

- (4) 鎌倉の地区計画（深沢地区地区計画）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/plan/tiku.html>

3 その他関連計画等

- (1) 第3次鎌倉市総合計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/3rd-plan.html>

- (2) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/sdgs.html>

- (3) 鎌倉市都市マスタープラン

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/plan/index_masterplan.html

- (4) 公的不動産の利活用の取組

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/koutekihudousan-torikumi.html>

- (5) 鎌倉市地域防災計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/0608chiikibousaikeikaku.html>

- (6) 鎌倉市の危機管理（鎌倉市の地震災害時業務継続計画等）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kikikanri/kikikanri-top.html>

- (7) 鎌倉市耐震改修促進計画（同資料 鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchikushidou/taisinkeikaku.html>

- (8) 第3期鎌倉市環境基本計画・鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）・鎌倉市環境教育行動計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/dai3kankyokihonkeikaku.html>

- (9) 鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/energy-kihonjissikeikaku.html>

- (10) 神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針（県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/shinrinsaisei/mokuzairiyousisinn.html>

- (11) 市営住宅集約化の取組

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/jyutaku_syuyakuka.html

第12 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を喪失した場合
- (2) 共同企業体及び管理技術者に関する要件を満たしていない場合
- (3) 提出期限のある書類等が当該期限までに提出されなかった場合
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 価格提案書に記載の提案価格が契約上限金額を超えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴した場合
- (8) 優先交渉権者の決定前までに、選定の公平性を害する行為があった場合（審査会の委員及び受注者選定支援等業務受注者等への不当接触又は接触しようとする行為を含む。）
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

第13 その他

1 問合わせ先・提出先

鎌倉市まちづくり計画部市街地整備課庁舎整備担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-23-3000（内線 2687）

メールアドレス：chousya-seibi@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/index.html>

※書類の持参提出（提出期限内に限る）は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時まで受け付けます（ただし、企画提案書等は、提出期間の最終日のみ、正午までの受付とします）。

※本プロポーザルは市街地整備課が実施しますが、本業務の実施には、関連課や関係機関等と協働する場合があります。

2 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。本プロポーザルの執行を延期し、又は取りやめる場合においても、応募に要した費用を本市に請求することはできません。

3 著作権

応募資料の著作権は、原則として、応募者に帰属します。ただし、本市は、広報活動等に必要範囲において、代表企業に事前に了解を得た上で、応募資料を無償で使用できるものとします。なお、提案概要書は、参加者全員分を本市ホームページ等で公開します。

4 官民連携事業等への参加可否

本市は、本業務の成果に基づいて、官民連携事業を別途発注する予定です。

なお、官民連携事業を発注する場合、その業務には、DX支援業務の成果として、今後新庁

舎等の整備（開庁）に当たって導入するデジタルツールやアプリケーション等の調達や構築等に関する業務（以下「システム構築等業務」という。）は含めない予定です。ただし、今後新庁舎等の整備（開庁）に当たって導入する什器等の調達業務は含める可能性があります。

(1) 本業務の受注者の官民連携事業者募集等への参加可否

官民連携事業を発注する場合、本業務の受注者（共同企業体の場合は構成企業を含む。）、協力企業及び再委託者（本業務の開始後に、代表企業又は構成企業から直接業務を受託し又は請け負う法人のこと。）の官民連携事業者募集等への参加（官民連携事業の共同企業体への参加や協力企業としての参加を含む。）を原則認めません。

なお、下記5のとおり、（仮称）実施設計監修業務について、本業務の受注者が行う基本設計からの継続性を考慮し、本業務の受注者のうち、建築（総合）基本設計に関する標準業務を担当する法人に随意契約によって発注することを予定しています。ただし、当該業務の発注及び随意契約を確約するものではなく、市議会における予算承認等の手続を経た上で、決定するものとします。

(2) 本業務の受注者の官民連携事業以外の関連業務受注者募集等への参加可否

システム構築等業務を発注する場合、本業務の受注者（共同企業体の場合は構成企業を含む。）及び協力企業の当該業務の受注者募集等への参加（共同企業体への参加や協力企業としての参加を含む。）を制限する予定は現時点ではありません。

什器等の調達業務を官民連携事業とは別に発注する場合、本業務の受注者（共同企業体の場合は構成企業を含む。）及び協力企業の当該業務の受注者募集等への参加（共同企業体への参加や協力企業としての参加を含む。）を制限する予定は現時点ではありません。

5 （仮称）実施設計監修業務の発注

官民連携事業では、基本設計の内容を十分に尊重しつつ、民間事業者のノウハウを活かして効率的に施設整備することを目指します。

官民連携事業の円滑な実施のために、基本設計者は、実施設計者に引き継ぐ理念、意匠、構造及び環境設計等の根幹部分並びに基本的な建築計画を明らかにするほか、官民連携事業者による建設に関する技術力の発揮及び効率的な施設整備に関する提案を促すことができる基本設計図書を作成することが必要です。

一方で、そのすべてを明文化することは困難であるため、本市では、実施設計期間中に、下記に示す業務を「（仮称）実施設計監修業務」として発注する予定です。基本設計者には、当該業務の履行によって、本事業の円滑な推進や効果の発揮に向けて、官民連携事業者と互いに尊重し合ったコミュニケーションを取っていただくことを期待しています。

業務内容は、次のとおり想定しています。

(1) 引継業務

実施設計を開始するに当たり、基本設計者から実施設計者に対して、基本設計の意図と内容を伝達するもの。

(2) 設計確認業務

実施設計の期間中に、実施設計の内容が基本設計を踏まえたものとなっているか、本市が確認することを支援するもの。

(3) 助言・指導業務

基本設計図書には記載されていない又は基本設計図書からは読み取ることができない事項で、実施設計期間中に検討が必要となる事項（特に意匠に関わる事項）について、実施設計者の検討案を本市が理解・判断する際に助言・指導するもの。

(4) その他

上記（１）～（３）を実施するため実施設計の定例会議に適宜出席するもの。

6 設計に係るクレジットの扱い

本市が作成する発行物（広報物等）において、新庁舎等の設計に関わった者を示す場合は、基本設計者及び実施設計者の双方の名称を併記する予定です。また、雑誌等の外部媒体に掲載する場合にも、実施設計者や施工者のほか、出版社等に対して、基本設計者の名称を併記するよう求めます。

7 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
- (3) 最優秀提案者の企画提案書の内容については、最優秀提案者と協議の上、本市ホームページ等で掲載及び公表するものとし、最優秀提案者はこれに協力するものとし、提出された書類は、鎌倉市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 応募者は、提出後に書類の内容を変更することはできません。
- (5) 募集要領添付資料及び提案検討資料は、本プロポーザルへの応募及び本業務の実施のためにのみ使用してください。
- (6) 審査会の委員への接触など、本プロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該応募者（共同企業体の場合はその代表企業及び構成企業）を本プロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (7) 天災地変その他のやむを得ない事由により、本プロポーザルを執行することができないと認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。